

高齢者虐待防止のための指針

株式会社 海色リハライフ

地域密着型通所介護 海色リハライフ

居宅介護支援事業所 海色

うみいろ介護ステーション

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)に基づき、その実効性を高め、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

1 虐待の定義

区分	内容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。 【例】介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ押さえつける。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を怠ること。 【例】入浴をしておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心的外傷を与える言動を行うこと。 【例】他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 【例】排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のまま放置する。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待に関する「自覚」は問わない

利用者本人や養護者の虐待に対する自覚に関わらず、客観的に利用者の権利が侵害されて

いると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。

3 利用者の安全を最優先にする

高齢者虐待に関する通報等の中には、利用者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想される。

入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には養護者との信頼関係を築くことができないときでも利用者の安全確保を最優先する必要がある。

⑤ 常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要である。

6 組織的に対応する

高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け組織的な対応を行うことが必要である。相談や通報、届出を受けた職員は、早急に虐待対応の担当者やそれに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、利用者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要がある。特に、利用者の安全や事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とする。

7 関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠であり、地域包括支援センターが構築する「高齢者虐待防止ネットワーク」を活用することが有効である。

8 記録を残す

高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りは全て記録に残し、適宜、組織的に対応状況を共有する必要がある。対応事例によっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定にあたっては、一職員ではなく組織としての実施を徹底させることが重要である。記録を残して説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において欠かすことができない。

2 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置します。

① 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

② 高齢者虐待防止委員会の構成委員

虐待防止検討委員会は、管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にします。

- ・施設長・生活相談員 土居 純子
- ・主任介護支援専門員 渡邊 たみ子
- ・訪問介護管理者 鈴木 咲里沙
- ・その他必要に応じ委員を指名する。

③ 高齢者虐待防止委員会の開催

虐待防止検討委員会を定期的開催し、その結果について事業所職員等の周知徹底を図るため委員会は、年2回以上開催します。虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

④ 高齢者虐待防止委員会の役割

ア)虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること

イ)虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること

ウ)職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること

- エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- オ) 虐待が発生した場合の対応に関すること
- カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること
- ⑤ 高齢者虐待防止の担当者の選任は高齢者虐待防止の担当者は、土居純子 とします。
- ⑥ 他のサービス事業所との連携
他のサービス事業協力し、広範囲な視野での虐待防止策を検討する。
- ⑦ 遠隔会議システムの利用
必要に応じてテレビ電話装置(LINE)、ZOOMなどの遠隔会議システムを利用し、幅広い参加を促進する。
- 3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針
職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。
 - 1 定期的な研修の実施(年2回以上)
 - 2 新任職員への研修の実施
 - 3 その他必要な教育・研修の実施
 - ④ 実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管
- 4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
 - 1 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。
客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
 - 2 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。
養介護施設従事者等による虐待の相談
介護保険課いきいき総務課 施設整備係 042-724-3291
養護者(家族等)による虐待
高齢者福祉課 地域支援係 042-724-2140
利用者の地域を担当する地域包括支援センター
町田警察署 生活安全課
町田市 保健所(利用者の地域を担当する係)
- 5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
 - 1 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、2⑤で定められた高齢者虐待防止担当者となります。
 - 2 事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
 - 3 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
 - ④ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。
- 6 成年後見制度の利用支援
利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携の上、成年後見制度の利用を支援します。
また、養護者による虐待が疑われる場合は、市高齢介護課へ相談する。
- 7 虐待等に係る苦情解決方法
 - 1 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。

- 2 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- 3 対応の結果は相談者にも報告します。
- 8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。
- 9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項
権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

付則

2024年4月1日より施行します。